

## 審査と使用の流れ

これらの手続きは、まちづくり府中が対応します。空き状況や実施に関するご質問等についてはお問い合わせください。受付時間は、平日の9時から午後5時までです。		
6か月前～	1	希望の使用区画について、希望日の30日前までに、 <b>使用事前相談フォームにより送信</b> または <b>様式1「けやき並木通り・府中スカイナード使用事前相談書」</b> をご提出ください。送信または提出時点で仮予約となります。※食品の取扱いをされる場合は、この時点で必ずお申し出ください。
	2	使用可否について審査をいたします。内容確認のため、ご連絡を差し上げる場合があります。併せて、必要なお手続きのご案内をいたします。 ※場合により、使用内容の変更をお願いする場合がございます。
	3	仮予約から14日後までに、使用可否についてメールでご連絡をさせていただきます。ただし、内容確認に時間を要した場合は、それ以上の日数を要する場合があります。
	4	使用可能の連絡を受けた使用者は、指定の日までに、 <b>様式2「けやき並木通り・府中スカイナード使用申込書 兼 契約書」</b> をご提出ください。
	5	使用料請求書をメールにて送付いたします。
30日前まで	6	支払期日（原則使用の30日前）までに使用料をお振込ください（振込手数料は使用者負担）。振込を確認後、「けやき並木通り・府中スカイナード使用承認書」および領収書をメールで交付し、申込が確定します。
15日前まで	7	事前打合せをさせていただきます。 組織・運営体制図、連絡先、レイアウト、警備員体制、タイムスケジュール、意匠計画、持ち込み備品等を記載した使用計画書を作成し、ご提出ください。
	8	まちづくり府中担当者とともに府中警察署にご同行いただき、道路使用の手続きを行います。その他行政機関等への申請を使用者より行っていただきます。その際に必要な資料の作成をお願い致します。※行政機関等に提出する資料の事前確認をまちづくり府中にて行いますので申請書案をご提出ください。
14日前まで	9	最終の使用計画書をご提出ください。
7日前まで	10	府中警察署など行政機関への申請書の許可が得られたことを双方で確認し、当日の運営について最終打合せを行います。
利用後 30日以内	11	様式3「けやき並木通り・府中スカイナード使用報告書」を作成の上、ご提出ください。

※事前相談を含むまちづくり府中との各打合せで来社される場合は、事前予約のうえお願いいたします。

※上記の各書類の様式は変更になる場合がございますので、詳細についてはまちづくり府中までお問い合わせください。